

平成 2 0 年 度 予 算
主 要 事 項 説 明 資 料

文 化 庁

目 次

I 文化芸術立国プロジェクトの推進

- 1 文化芸術創造プラン
 - (1) 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等 1
 - (2) 「日本映画・映像」振興プランの推進 2
 - (3) 新進芸術家やアートマネジメント人材等の育成 4
 - (4) 感性豊かな文化の担い手育成プランの推進 5
－こどもの文化芸術体験活動の推進－
- 2 「日本文化の魅力」発信プラン
 - (1) 地域の文化力活性化プランの推進 7
 - (2) 日本文化の発信による国際文化交流の推進 8
 - (3) コンテンツの保護と発信の推進 9

II 文化財の次世代への継承と国際協力の推進

- 1 文化財の保存整備・活用 11
- 2 文化財の国際協力の推進 16

III 文化芸術拠点の充実

- 1 文化拠点の整備 17
- 2 美術館等活動の推進 18

I 文化芸術立国プロジェクトの推進

(前年度予算額 20,836百万円)
20年度予算額 20,613百万円

1. 文化芸術創造プラン

(前年度予算額 18,592百万円)
20年度予算額 18,448百万円

(1) 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等 への重点支援等

(前年度予算額 8,324百万円)
20年度予算額 7,919百万円

○事業の概要

舞台芸術創造活動をより活性化させるため、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対する支援制度をより合理的・効率的な助成事業に組みかえて実施するとともに、芸術による国際交流を推進し、さらに我が国のトップレベルの芸術団体と各地にある中核的な劇場が各々持てる力を結集し、共同で制作する舞台芸術公演に対して重点的に支援する。また、優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図るため、芸術祭を開催する。

○事業の内容

①芸術創造活動戦略的支援事業等の推進 5,760百万円(6,021百万円)

ア. 芸術創造活動戦略的支援事業 4,606百万円(5,014百万円)
(文化芸術振興費補助金による補助事業)

我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となる芸術水準の高い、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の各分野の優れた公演に対して、重点的な支援を行う。

イ. 芸術拠点形成事業 1,007百万円(1,007百万円)

公立文化会館や劇場における我が国の芸術拠点の形成につながる優れた自主企画・制作の公演等に対する支援を行う。

また、美術館・博物館を核として、地域の子どもたちが本物の美術・文化財に触れる機会を充実することで、地域の文化資源を活かした魅力あるまちづくりを実現する。

ウ. 舞台芸術振興の先導モデル推進事業 147百万円（新規）
我が国の異なる分野のトップレベルの芸術団体と国内各地の芸術拠点である中核的な劇場が共同で制作する舞台に対して支援を行う。

②優れた芸術の国際交流 1,796百万円（1,939百万円）
我が国と外国との国際芸術交流（周年事業等にかかる二国間交流、海外と共同でオペラ等を制作する国際共同制作、海外で開催される有名なフェスティバル等への参加）を支援することにより、より一層の国際文化交流を推進する。

③芸術祭の開催 363百万円（364百万円）
芸術の祭典として、優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図るため、音楽、演劇等の優れた舞台芸術の主催公演を実施する。
また、舞台芸術の参加公演及び放送・レコード等の参加作品を募集し、優れた成果を上げたものについて顕彰を行う。

(前年度予算額 2,222百万円)
(2)「日本映画・映像」振興プランの推進 20年度予算額 2,050百万円

○事業の概要

我が国のアニメ・映画などのメディア芸術は、“Japan Cool”と呼ばれ、世界の人々を魅了し、我が国の存在感を高め、日本の新しい強みとなっている。平成20年度は、我が国を世界各国から優秀な人材が集まるメディア芸術の創造と発信の国際拠点とするため、メディア芸術総合プログラムを昨年度に引き続き実施する。また、我が国の映画・映像水準の向上を図るため、製作支援を行うとともに、上映や海外への発信、人材育成事業等の支援、映画フィルムの収集・保管を進める。

○事業の内容

①魅力ある日本映画・映像の創造 651百万円（814百万円）

ア. 映画製作への支援 619百万円（782百万円）
（文化芸術振興費補助金による補助事業）

イ. 映画撮影・編集の高度化 25百万円（25百万円）

ウ. 映画・映像等の顕彰 7百万円（7百万円）

②日本映画・映像の流通の促進	385百万円（458百万円）
ア．海外映画祭への出品等支援	71百万円（89百万円）
イ．国内上映・映画祭の支援	217百万円（266百万円）
（ア）新たな上映機会の提供	52百万円（78百万円）
（イ）国内映画祭支援	165百万円（188百万円）
ウ．アジアにおける日本映画特集上映事業	59百万円（61百万円）
エ．「日本映画情報システム」の整備	38百万円（42百万円）
③映画・映像人材の育成と普及等	224百万円（265百万円）
ア．短編映画作品支援による若手映画作家の育成	132百万円（155百万円）
イ．映画関係団体等の人材育成事業の支援	51百万円（60百万円）
ウ．子どもへの日本映画の普及 ー子どもの映像学習・映画鑑賞推進のための普及事業ー	41百万円（50百万円）
④メディア芸術振興総合プログラム	544百万円（439百万円）
<p>平成20年度は、アジアをはじめ海外で開催されるメディア芸術祭への参加やアジア圏内における海外展の実施等を通して、最新の我が国のメディア芸術を海外に発信するとともに、若手クリエイター等の創作能力の向上を図るため「若手クリエイター創作支援事業」等を実施する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国に発信する拠点を形成する方策について調査研究を行う。</p>	
ア．メディア芸術の総合的発信	508百万円（412百万円）
（ア）メディア芸術祭	335百万円（335百万円）
<p>国立新美術館の広い展示スペースを活用し、様々なジャンルを融合した展示やデモンストレーション等で展示の一層の充実を図る。</p>	

(イ) メディア芸術プラザ 45百万円 (50百万円)
メディア芸術祭関連情報や入賞作品の掲載のほか、メディア芸術の動向に関する最新情報をウェブ上で提供する。また、新たに各地のメディア芸術拠点や各種データベースとのリンク、アドバイザー機能の付加、メディア芸術関連情報データベースの構築等によりネットワークの強化を図る。

(ウ) メディア芸術海外展 128百万円 (27百万円)
文化庁メディア芸術祭の優秀作品をアメリカ、アジア、ヨーロッパで開催されるメディア芸術祭に出品するほか、アジア圏内における海外展を実施する。

イ. 創造的人材の育成 12百万円 (12百万円)

ウ. 推進拠点とネットワークの形成 24百万円 (15百万円)

(ア) メディア芸術ラボラトリー支援事業 15百万円 (15百万円)

(イ) メディア芸術の国際的な拠点形成のための調査研究 9百万円 (新規)
我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国に発信するための拠点を形成する方策について調査研究を行う。

⑤我が国の映画・映像フィルムの保存・継承 246百万円 (246百万円)

(3) 新進芸術家やアートマネジメント人材等の育成 (前年度予算額 2, 231百万円)
20年度予算額 2, 197百万円

○事業の概要

世界で活躍する新進芸術家等を養成するため、美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野において、研修・発表の場を提供するとともに、文化芸術活動を支えるアートマネジメント人材の育成をはじめ、芸術団体等が行う養成事業等への支援を充実させ、世界に羽ばたく新進芸術家を育成する。

○事業の内容

①新進芸術家の養成・発表への支援	785百万円（791百万円）
ア．新進芸術家海外留学制度	675百万円（681百万円）
研修員数：158人（一般、高校生）	
研修期間：1年、2年、3年、3ヶ月	
イ．新進芸術家の育成公演事業	110百万円（110百万円）
②芸術団体等が行う養成・発表機会の充実	1,412百万円（1,440百万円）
ア．芸術団体人材育成支援事業	1,043百万円（1,087百万円）
イ．国民文化交流の推進（国民文化祭）	180百万円（180百万円）
ウ．国際交流による地域文化活性化事業	78百万円（78百万円）
エ．公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進	89百万円（95百万円）
オ．アートマネジメント人材の育成	22百万円（新規）
アートマネジメント人材の社会的需要や必要とされる資質・能力などのニーズに関する調査研究やアートマネジメント人材育成のための標準的な高等教育カリキュラムの構築、現職用研修プログラムの開発に関する調査研究を行う。	
	（前年度予算額 5,815百万円）
(4) 感性豊かな文化の担い手育成プランの推進	20年度予算額 6,282百万円
－こどもの文化芸術体験活動の推進－	

○事業の概要

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国文化を継承・発展させる環境の充実を図る。

○事業の内容

①本物の舞台芸術に触れる機会の確保	3,491百万円（3,293百万円）
-------------------	--------------------

子どもたちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝えるため、学校において優れた舞台芸術や伝統芸能に直に触れる機会を提供する。平成20年度は公演数を増やし、子どもたちが本物の文化芸術に触れる機会を拡充する。

公演数の増：812公演→950公演

②伝統文化こども教室事業の推進 1,995百万円（1,686百万円）

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化を計画的、継続的に体験・習得できる機会を提供する事業を行う。

支援件数の増：2,800箇所→4,000箇所

③学校の文化活動の推進 233百万円（220百万円）

芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、講話や実演を行う。平成20年度は公演数を増やし、子どもたちが芸術家等の講話や実演に触れる機会を拡充する。（公演数の増：756公演→950公演）

また、文化部活動の成果発表の機会（全国高等学校総合文化祭）を提供する。

④「文化芸術による創造のまち」支援事業 425百万円（456百万円）

⑤地域人材の活用による文化活動支援事業 138百万円（160百万円）

2. 「日本文化の魅力」発信プラン (前年度予算額 2, 244百万円)
20年度予算額 2, 165百万円

(1) 地域の文化力活性化プランの推進 (前年度予算額 1, 572百万円)
20年度予算額 1, 570百万円

○事業の概要

地域住民等の参加による文化ボランティア活動の支援や重要文化財を中心とした国民の鑑賞機会の充実、居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、舞台芸術などの鑑賞機会を充実する事業により、地域における文化活動の活性化を図るとともに、地域の住民が質の高い文化芸術に触れられる機会を充実する。

○事業の内容（主なもの）

①地域文化活動活性化推進事業 689百万円（ 563百万円）

ア. 文化ボランティア活動推進事業 67百万円（ 71百万円）

イ. 舞台芸術の魅力発見事業 540百万円（ 404百万円）

質の高い舞台芸術の全国展開を促し、鑑賞機会の充実を図るとともに、舞台の見どころ解説や出演者との交流会を実施するなど舞台を楽しむための工夫や演出を加えて、新たな観客層を開拓する。

公演数 53箇所→134箇所

（地域等の実情により、昼・夜の2公演実施可能）

ウ. 「国民のたから」鑑賞機会の充実等 68百万円（ 74百万円）

（ア）「国民のたから」－鑑賞機会の充実－ 53百万円（ 58百万円）

（イ）発掘された日本列島展 15百万円（ 新規 ）

史跡等に指定されたり、その後の整備によって、歴史公園等として活用されている事例や、文化財の総合的把握を目的とした埋蔵文化財と他種別文化財との有機的関係を示した事例等を、展示という手法を通じて紹介し、その意義と重要性について国民への理解を図る。

（ウ）前年度限りの経費 0百万円（ 16百万円）

エ. 美術館・博物館支援方策策定事業	1 4 百万円 (1 4 百万円)
②日本文化発信基盤	8 8 1 百万円 (1, 0 0 9 百万円)	
ア. ふるさと文化再興事業	5 0 2 百万円 (6 5 1 百万円)
地域において、守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援する。		
イ. 地域の国語力向上事業	9 百万円 (9 百万円)
ウ. 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	1 4 8 百万円 (1 3 3 百万円)
日本語がわからないことから生じる様々な社会的問題を解消し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるように日本語教育の充実を図ることとし、日本語教室の設置や研修、研究開発、ハンドブックの作成等を実施する。		
エ. 文化遺産オンライン構想の推進	8 5 百万円 (9 9 百万円)
オ. 文化政策情報システムの整備	9 9 百万円 (8 5 百万円)
カ. 世界遺産普及活用事業	3 8 百万円 (3 2 百万円)
世界遺産に関する国内・海外の最新の情報を発信し、広く国民に対し国内外の文化財保護に対する意識の向上を図るとともに、世界遺産への登録推薦、登録された世界遺産の適切な保存管理、公開活用を促進する。		
	(前年度予算額	5 4 5 百万円)
(2) 日本文化の発信による国際文化交流の推進	20年度予算額	4 9 3 百万円

○事業の概要

日本文化の魅力を世界に発信するため、文化に携わる我が国の専門家を「文化交流使」として派遣するほか、海外において同じ分野の文化芸術に携わる高校生が一堂に会し、作品発表や実験的な作品の共同制作を試みるワークショップの実施、国際文化フォーラムの開催や、現代日本文学の翻訳・普及、文化財海外交流展の開催などにより国際文化交流の推進を図るとともに、文化多様性の保護・促進を図る。

○事業の内容

- ①芸術家・文化人等による文化発信推進事業 110百万円 (119百万円)
—文化庁「文化交流使」の派遣等—

文化に携わる我が国の専門家等を文化庁「文化交流使」として派遣するなど、我が国と諸外国の芸術家・文化人との連携協力を強化するとともに、日本文化発信の具体化・事業化を促進する。

さらに、平成20年度からは、国際芸術交流支援事業により海外に派遣された文化人・芸術家等を短期指名型文化交流使に指名し、現地の学校等で子どもたちや市民を対象に日本文化に関する実演等を行い、日本文化の理解の一層の深化を図る。

- ②多様な手段による日本文化の発信 359百万円 (426百万円)

ア. 国際文化フォーラム事業 47百万円 (47百万円)

イ. 文化多様性の保護・促進への対応 15百万円 (16百万円)

ウ. 日本文化の総合発信推進事業 18百万円 (24百万円)

エ. 高校生国際文化交流事業 54百万円 (54百万円)

オ. 現代日本文学翻訳・普及事業 159百万円 (205百万円)

カ. 文化財海外交流展 66百万円 (80百万円)

- ③アジア美術館長会議 24百万円 (新規)

アジアの美術館の発展とアジア現代美術の振興を図るため、国立美術館をはじめ我が国とアジア各国の主要美術館との展覧会企画及びコレクション等における情報交換と相互協力、アジア現代美術の特質に関する比較検討及び美術館の組織・運営のあり方に関する会議を開催する。

	(前年度予算額	127百万円)
(3) コンテンツの保護と発信の推進	20年度予算額	102百万円

○事業の概要

知的財産戦略本部において策定された「知的財産推進計画2007」を踏まえ、「知的財産立国」に向けて、その基礎となる我が国のコンテンツを適切に保護するとともに流通を促進し、もって我が国のコンテンツ振興を総合的に推進する。

○事業の内容

①海賊版対策事業 46百万円（ 50百万円）

現在、アジア地域において深刻な問題となっている我が国著作物の海賊版の大量流通への対策として、二国間協議、侵害発生国の税関職員等を対象としたトレーニングセミナー、ハンドブック作成・セミナー開催による権利執行支援を実施する。また、従来の海賊版対策セミナー開催事業を発展させ、日米・EUが共通して問題視するアジア諸国の担当者を交えたセミナーを日本で開催し、問題解決に向けての対策強化に努める。

②文化芸術分野における海外との共同創作 18百万円（ 20百万円）
活動を通じた国際交流の推進

③著作権に関する普及啓発事業 38百万円（ 57百万円）

インターネットなど著作物の「創作手段」、「利用手段」が多様化、一般化しており、全ての人々にとって著作権に関する知識や意識の習得が必要となっている。

そのため、児童生徒から高齢者に至るまで広く多くの人々を対象として、対象者別セミナーの開催等の従来の施策に加え、新たに「はじめて学ぶ著作権」教材開発（著作権に関する「事例集」の製作、マンガ著作権教材の製作及び活用のための指導方法の研究開発）や、図書館等職員著作権実務講習会の遠隔受講システムを構築する。

Ⅱ 文化財の次世代への継承と
国際協力の推進

(前年度予算額 35,551百万円)
20年度予算額 37,332百万円

1. 文化財の保存整備・活用

(前年度予算額 35,306百万円)
20年度予算額 37,019百万円

(1) 古墳壁画緊急保存活用等 410百万円 (373百万円)

①高松塚古墳壁画保存・活用の推進 246百万円 (256百万円)

国宝高松塚古墳壁画の保存は、石室を取り出して解体修理を行うという保存方針に沿って、平成19年4月から8月にかけて石室を取り出し、修理施設で壁画の保存修復作業及び石室取り出し後の墳丘部の仮整備等を実施することとしている。平成20年度は、引き続き壁画の保存修復作業を行い、修理施設内での壁画の公開、壁画の劣化原因究明のための様々な調査を実施する。

②キトラ古墳保存修理等 164百万円 (117百万円)

我が国の歴史を理解する上で極めて高い価値を有する特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承を推進するため、石室内の壁画の剥ぎ取り、剥ぎ取った壁画の保存修復処理、多湿な石室内におけるカビ等の発生を防ぐ滅菌処理、キトラ古墳の情報を広く公開するための特別公開等を実施する。また、新たに剥ぎ取り後のキトラ古墳の整備等に関する検討を行う。

(2) 史跡等公有化助成 15,439百万円 (15,339百万円)

史跡、名勝、天然記念物は一定の地域的広がりを持つ文化財であり、その保存は都市化の進展や開発に伴い危機に瀕しつつある。このため、指定に伴う財産権の制限に対する補償的措置として、また貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対する国庫補助を行う。

(3) 史跡等整備活用事業 5,799百万円 (5,237百万円)

○事業の概要

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体又は地方公共団体に対し、その一部を補助する。また、天然記念物の生態、分布等調査、食害対策、史跡等の保存管理計画策定などの事業を行う地方公共団体に対し補助を行う。

○事業の内容

①保存整備	3, 164百万円	(2, 826百万円)
②史跡等総合整備活用推進事業	2, 119百万円	(1, 919百万円)
③天然記念物再生事業	65百万円	(65百万円)
④天然記念物食害対策	239百万円	(239百万円)
⑤登録記念物保存修理	48百万円	(48百万円)
⑥重要文化的景観保護推進事業	80百万円	(100百万円)
⑦史跡等保存管理計画策定	84百万円	(40百万円)
(4) 埋蔵文化財発掘調査等	3, 809百万円	(3, 886百万円)

○事業の概要

周知の埋蔵文化財包蔵地（貝塚、古墳等）において開発事業が行われる場合、開発事業と埋蔵文化財の取扱いについて調整し、可能な限り破壊を避けることとしているが、やむを得ず開発事業によって埋蔵文化財の破壊が避けられない場合は、発掘調査を行い記録保存の措置を講じている。

また、発掘された貴重な出土品の適切な保存処理を実施するとともに、積極的な公開活用を行うことで、埋蔵文化財の後世への継承を推進する。

○事業の内容

①発掘調査等	3, 229百万円	(3, 301百万円)
②埋蔵文化財保存活用整備事業	580百万円	(585百万円)

(5) 文化財の保存修理等 7, 855百万円 (6, 918百万円)

○事業の概要

国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）や伝統的建造物群を適切に保存して次世代に継承するため、計画的な保存修理を行う。

○事業の内容

①建造物保存修理 6, 121百万円 (5, 321百万円)

国宝・重要文化財（建造物）を適正に維持し、将来に伝えるための保存修理（根本修理・維持修理等）に対し補助を行うものであるが、平成20年度は、特に経年等により破損が進行し、早急な保存修理を必要としている国宝・重要文化財（建造物）を守るための保存修理（一般）を拡充する。

②登録文化財保存修理 120百万円 (222百万円)

③伝統的建造物群保存修理 785百万円 (656百万円)

重要伝統的建造物群保存地区の歴史的な集落・町並みの特性を維持するための保存修理・修景等に対し補助を行うものであるが、平成20年度は、特に経年等により破損が進行し、早急な保存修理を必要としている伝統的建造物群を守るための保存修理を実施する。

④美術工芸品保存修理 829百万円 (719百万円)

国宝・重要文化財（美術工芸品）のうち、材質が脆弱な上に長い年月を経過して、風化、材質疲労等による損傷の進行が著しい状況におかれている文化財の修理に対し補助を行う。

(6) 文化財の防災施設等 1, 192百万円 (1, 185百万円)

[建造物の防災施設等] 845百万円 (772百万円)

○事業の概要

木造で燃えやすい我が国の国宝・重要文化財（建造物）を火災の被害から最小限に防ぐ防災施設は、その保存のために必須のものであり、これまで火災の早期発見、初期消火に着実な成果を上げており、今後さらに防災施設の整備を図る。

特に、老朽化している防災設備の改修のための防災設備整備及び自然災害から国宝・重要文化財（建造物）を守るための環境保全をそれぞれ拡充する。

○事業の内容

①防災施設等	7 4 8 百万円 (6 5 3 百万円)
②緊急防災施設強化事業	5 2 百万円 (6 5 百万円)
③環境保全	3 0 百万円 (2 9 百万円)
④民家保存管理施設・買上	5 百万円 (5 百万円)
⑤国宝・重要文化財耐震診断事業	1 0 百万円 (2 0 百万円)
[美術工芸品の防災施設]	6 7 百万円 (8 6 百万円)
[伝統的建造物群の防災施設等]	1 6 3 百万円 (2 1 0 百万円)
[重要文化財等保存活用整備事業]	1 1 7 百万円 (1 1 7 百万円)
(7) 国宝・重要文化財等買上げ	1, 5 9 1 百万円 (1, 5 9 1 百万円)
(8) 無形文化財等の次世代への継承・発展	7 2 3 百万円 (7 1 3 百万円)

○事業の概要

重要無形文化財保持者、保持団体及び選定保存技術保持者、保存団体が行う技術の錬磨、後継者養成事業及び実技指導等への支援並びに無形文化財等の公開活用等事業を行い、我が国の伝統的なわざの次世代への継承・発展を図る。

○事業の内容

①重要無形文化財保存特別助成金	2 3 2 百万円 (2 3 2 百万円)
近年における急激な社会構造の変化に伴い、伝統的な技術又は技能が衰退していることから、重要無形文化財の保存と次世代への継承を図るため、重要無形文化財の保持者が日常的に行う後継者養成及び技芸錬磨に対し助成する。		
②重要無形文化財保持団体補助	1 3 7 百万円 (1 4 2 百万円)

- ③文化財保存技術 2 2 2 百万円 (2 0 6 百万円)
 近代における急激な社会構造の変化に伴い、文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能が衰退していることから、新たに、早急に保存・伝承の措置を講ずることが必要な選定保存技術を選定し、その保存団体2団体の認定を行うとともに、選定保存技術の保持者、保存団体が行う後継者養成事業等に対し補助を行う。(団体数：24団体→26団体)
- ④伝統文化の映像記録・普及事業 2 1 百万円 (2 1 百万円)
- ⑤民俗技術・登録有形民俗文化財伝承状況調査 2 2 百万円 (2 2 百万円)
- ⑥ふるさと文化財の森構想(資材採取等研修) 3 5 百万円 (3 5 百万円)
- ⑦無形文化財等公開活用等事業 5 4 百万円 (5 5 百万円)
- (9) NPO等による文化財活用事業の推進 2 3 百万円 (2 4 百万円)
- (10) 日本の文化遺産保存活用等活性化事業 2 6 百万円 (4 0 百万円)
- (11) 文化財総合的把握モデル事業 1 5 2 百万円 (新 規)
 平成19年10月の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において、国は市町村が文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための方針(「歴史文化基本構想」)を策定するための指針を提示すること等が提言された。これを踏まえ、指針を策定するに当たっての課題を明らかにするため、複数の市町村にモデル事業を委託する。

	(前年度予算額	2 4 5 百万円)
2. 文化財の国際協力の推進	20年度予算額	3 1 3 百万円

○事業の概要

我が国がこれまで蓄積してきた文化遺産保存修復に係る高度な知識・技術・経験を活用し、武力紛争、自然災害等により損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊された人類共通の貴重な財産である海外の有形・無形の文化遺産の保護に協力していくことは、我が国が顔の見える迅速で柔軟な国際貢献を図っていく上で重要である。

このことは、平成18年に成立した「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」にも明記されている。また、同年に発効した「無形文化遺産保護条約」にも無形文化遺産保護の分野での国際協力が求められている。

このような、有形・無形の文化遺産に対する国際協力を推進することにより、文化の分野の的確な国際貢献を図るとともに、我が国の専門家の活躍の場を広げ、その知識・技術を向上させ、経験をさらに蓄積させていくことにより、国益向上に資する。

○事業の内容

- (1) 文化遺産保護国際貢献事業 1 9 1 百万円 (1 6 1 百万円)
- 1 9 年度に引き続き、緊急的な専門家の派遣・招へい、文化遺産国際協力拠点交流事業等の人的協力事業、無形文化遺産保護に係る研修事業、国際会議開催、文化遺産における効果的・効率的な国際協力のための文化財国際協力コンソーシアム運営等を推進する。
- (2) 戦略的二国間文化遺産国際交流推進事業 3 8 百万円 (新 規)
- 我が国の文化財保護制度の発展や保存修復技術の向上を図るため、文化財保護の先進国であるヨーロッパ諸国等と二国間の交流を推進する。壁画修復分野、景観保存分野及び我が国と対象国の先端的な保存修復技術の分野において、両国の専門家及び行政官の交流を進め、共同研究セミナーの開催、相互の研修の提供及び実地調査等を通じ、各分野における両国の保存修復技術や保護手法の交換を行う。
- (3) 西アジア文化遺産保護緊急協力 8 4 百万円 (8 4 百万円)
- アフガニスタン、イラクの文化財に対する緊急保護協力として、保存修復に関する技術協力・人材養成等を行う。

Ⅲ 文化芸術拠点の充実

(前年度予算額 38,739百万円)
20年度予算額 38,485百万円

1. 文化拠点の整備

(前年度予算額 9,088百万円)
20年度予算額 8,378百万円

(1) 平城宮跡保存整備

(前年度予算額 2,788百万円)
20年度予算額 578百万円

○事業の概要

特別史跡平城宮跡の整備については、昭和53年に「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」を策定し、これに基づいて宮跡の遺跡博物館としての整備、歴史的建造物の復原を進めている。

建物復原事業としては、これまでに宮内省地区・朱雀門及び東院庭園地区が完了し、第一次大極殿院正殿の復原及び院地区について特別史跡の中核区域としてふさわしい整備を進めることとしている。

これにより、特別史跡であり世界遺産でもある平城宮跡を地域住民はもとより、広く国内外との文化交流・発信の場及び我が国律令国家形成期の古代都城文化を体験的に理解できる場として公開・活用に資するものである。

○事業の内容

①平城宮跡第一次大極殿正殿復原 578百万円 (2,758百万円)

大極殿院地区の中心建物である正殿については、平成13年度から復原工事に着手したところであり、平成20年度においては、①塗装工事(彩色)、②素屋根・加工場等解体・撤去公示等を行う。

②前年度限りの経費 0百万円 (30百万円)

(2) 国立新美術館整備推進

(国立新美術館用地の取得)

(前年度予算額 6,300百万円)
20年度予算額 7,800百万円

2. 美術館等活動の推進 (前年度予算額 29,651百万円)
20年度予算額 30,107百万円

(1) 独立行政法人国立美術館運営費等 (前年度予算額 17,368百万円)
20年度予算額 18,210百万円

○事業の概要

我が国の文化施策の一翼を担う独立行政法人国立美術館、国立文化財機構、国立国語研究所の業務の円滑な推進を図る。

○事業の内容

①独立行政法人国立美術館運営費 5,544百万円 (5,795百万円)
交付金

②独立行政法人国立美術館施設 1,170百万円 (775百万円)
施設整備費

国立西洋美術館新館空気調和設備改修、東京国立近代美術館本館熱源機器設備更新や京都国立近代美術館美術品収蔵ラック等増設を昨年度に引き続き行う。

③独立行政法人国立文化財機構 8,687百万円 (8,958百万円)
運営費交付金

④独立行政法人国立文化財機構 1,698百万円 (711百万円)
施設整備費

ア. 京都国立博物館平常展示館 1,698百万円 (684百万円)
緊急建替工事

「平常展示館」は、昭和40年3月に完成した建物であり、既に40年を経過して、施設・設備等の「老朽化」、「狭隘」、「バリアフリー対応」などの問題を抱えており、また、地震対策が必要なことから緊急に建替を行うこととし、平成19年度に着手したところである。平成20年度は、既設建物取り壊し工事及び本体工事の一部等を行う。

イ. 前年度限りの経費 0百万円 (27百万円)

⑤独立行政法人国立国語研究所 1, 1 1 1 百万円 (1, 1 2 9 百万円)
運営費交付金

(前年度予算額 1 2, 2 8 3 百万円)

(2) 独立行政法人日本芸術文化振興会運営費等 20年度予算額 1 1, 8 9 7 百万円

○事業の概要

我が国の芸術文化振興の中核的拠点たる独立行政法人日本芸術文化振興会の業務の円滑な推進を図る。

○事業の内容

①独立行政法人日本芸術文化振興会 1 1, 0 2 3 百万円 (1 1, 4 8 2 百万円)
運営費交付金

②独立行政法人日本芸術文化振興会 8 7 4 百万円 (8 0 1 百万円)
施設整備費

ア. 国立劇場等施設整備費 4 6 2 百万円 (3 8 9 百万円)

イ. 国立劇場おきなわ土地購入費 4 1 2 百万円 (4 1 2 百万円)